

農学会「学生会員への研究促進補助」対象科目

2020（令和2）年 7月

補助対象活動：国内の農学に関わる研究促進にかかる活動

補助上限額：上限10万円

| 科目 | 補助対象 | 根拠資料 |
|-----|---|---|
| 交通費 | 公共交通機関（航空券、鉄道、バス）の実費 ※規定額以内とする（算出基準については下記参照） ※航空機利用の場合はエコノミークラス・割引航空券の実費 | ■領収証 ※航空券利用の場合は搭乗券の半券及びフライトスケジュールも必要 |
| 宿泊費 | 領収証に基づき実費 10,000円（東京都内泊のみ12,000円）／泊を上限とする | ■領収証 （宛名が申請者本人のもの） |
| その他 | 研究促進にかかる活動のための参加費等 | ■領収証 ■明細がわかる実施要項 |

交通費の算出基準

- 1) 交通費は、大学または現住所の最寄り駅を出発地とし、学会開催地の最寄り駅を目的地として、もつとも経済的かつ合理的な経路及び方法によって農学会にて計算する。
（タクシー、レンタカー代は不可）
- 2) 鉄道賃の支給は、次の区分による。
 - (1) 鉄道賃は旅客運賃、急行料金（特別急行料金を含む）及び座席指定料金とする。
 - (2) 急行料金（特別急行料金を含む）及び座席指定料金は目的地までの列車による総移動距離が片道100km 以上の場合に算定する。
 - (3) 特別車両料金（グリーン車料金）は、算定しない。
- 3) 航空賃の額は、エコノミークラス（プレミアムエコノミーなどを除く）の運賃を上限とし、実際に支払った運賃を算定する。
航空賃の請求にあたっては、当該運賃の領収書、搭乗券の半券及びフライトスケジュールを添付すること。
- 4) 交通費を計算する際、次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する部分の旅費は算定しない。
 - (1) 経路と通学定期区間が重複する場合（重複する部分のみ支給対象外）
 - (2) 他の経費から旅費等の補助金が支給された場合
 - (3) 学会開催予定地までの経路から大きく逸脱した場合（基本：起点駅→学会発表開催地→起点駅）
- 5) パック料金等を利用の場合は、実際に支払った運賃を算定する。ただし、交通費及び宿泊費の内訳を示す証憑類または別個に購入するよりも安価であることを証明できる書類を提出すること。